

4-2 内部環境の将来見通し

(1) 施設の老朽化の見通し

水道事業において、安定した給水を持続するためには水道施設(施設(建物や機械・電気設備など)と管路)が老朽化した場合、更新を行っていく必要があります。

図 4-3 に更新を行わなかった場合における法定耐用年数ベースでの資産の健全度の推移を示します。法定耐用年数を超過していない資産を健全資産とした場合、時間の経過とともに健全資産の割合は減少していきます。特に管路の場合では健全資産の割合は 2018(平成 30)年度で 76%ですが、更新を行わなかった場合、今回計画の目標年度の 2029(令和 11)年度には 31%となり、大半の資産が経年化又は老朽化資産となります。

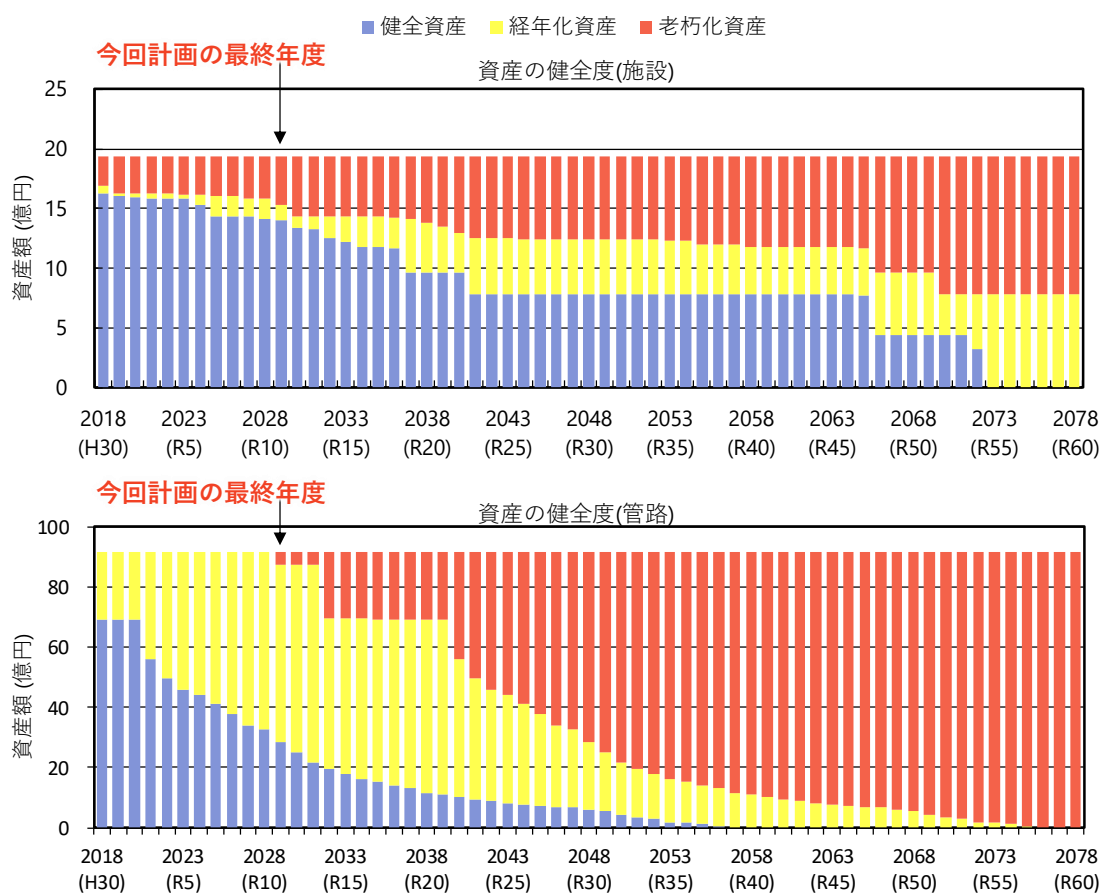


図 4-3 更新を行わなかった場合の健全度の推移(法定耐用年数ベース)

(上：施設、下：管路)

健全資産：法定耐用年数を超過していない資産

経年化資産：法定耐用年数を超過しているが、1.5 倍の年数以内の資産

老朽化資産：法定耐用年数の 1.5 倍の年数を超過している資産

(2) 更新需要の見通し

前項の健全度の算定に用いた法定耐用年数は、地方公営企業法において減価償却期間として定められた年数であり、実際の水道施設は、管種や設備によっては、法定耐用年数よりも長期間使用している実績があります。このため、全国の水道事業では、使用年数実績や耐用寿命に基づいて、事業体独自に更新基準年数を設定しています。

本町においても2016(平成28)年度にアセットマネジメントを実施し、この中で本町独自の更新基準年数を設定しました。

この更新基準年数を基に更新を行った場合の更新需要を図4-4に示します。

今後60年間の更新需要は、施設で年間約0.46億円、管路が年間約1.43億円と算定され、合計で年間約1.9億円必要となる見通しです。このため、現状の予算規模(2019(平成31)年度予算における更新工事費は約0.6億円)よりもさらに多くの更新事業を行う必要があります。

なお、管路については2018(平成30)年度時点で更新基準年数を超過した管路が多く存在しているため、2019(令和元)年度に更新需要が集中しています。

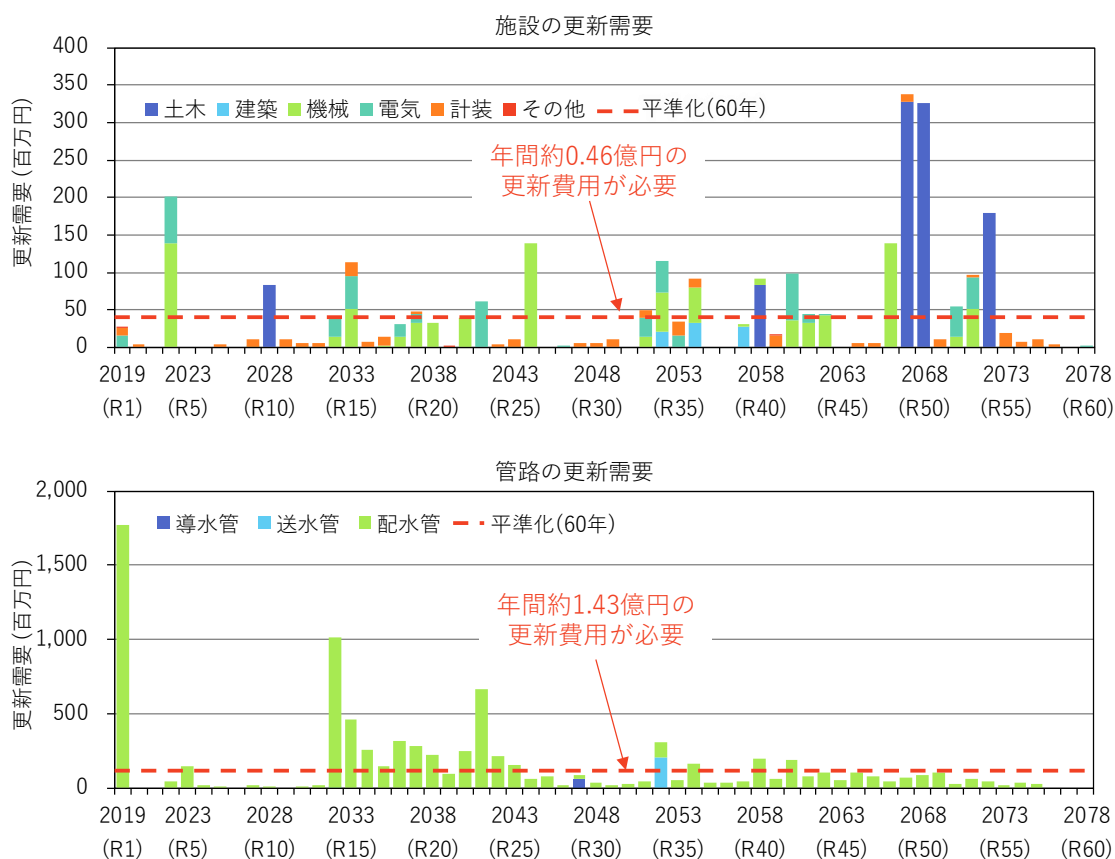


図4-4 更新基準年数で更新した場合の更新需要の見通し

(上：施設、下：管路)

(3) 職員数の見通し

2-9 職員の状況で述べたとおり、本町の水道事業は6人前後の職員でこれまで運営してきました。また、更新需要の見通しで示したように更新事業量は今後増加する見通しであり、少なくとも現状程度の職員数の確保が必要となります。

そのため、今後も現状の職員数を維持する予定ではありますが、職員の平均年齢が50歳となっており、少子高齢化も進行しているため、人材の確保はより厳しくなることが予想され、職員の確保と技術継承が課題となっています。

(4) 財政収支の見通し

更新需要の見通しにおいては、年間の更新費用として約1.9億円が必要になる見込みです。

しかしながら、直近5年間の更新費用にあたる建設改良費は池田浄水場及び鳩山町配水場の耐震補強・改修が行われた2014(平成26)年度と2015(平成27)年度を除くと最大で2017(平成29)年度の約1.1億円となっています。

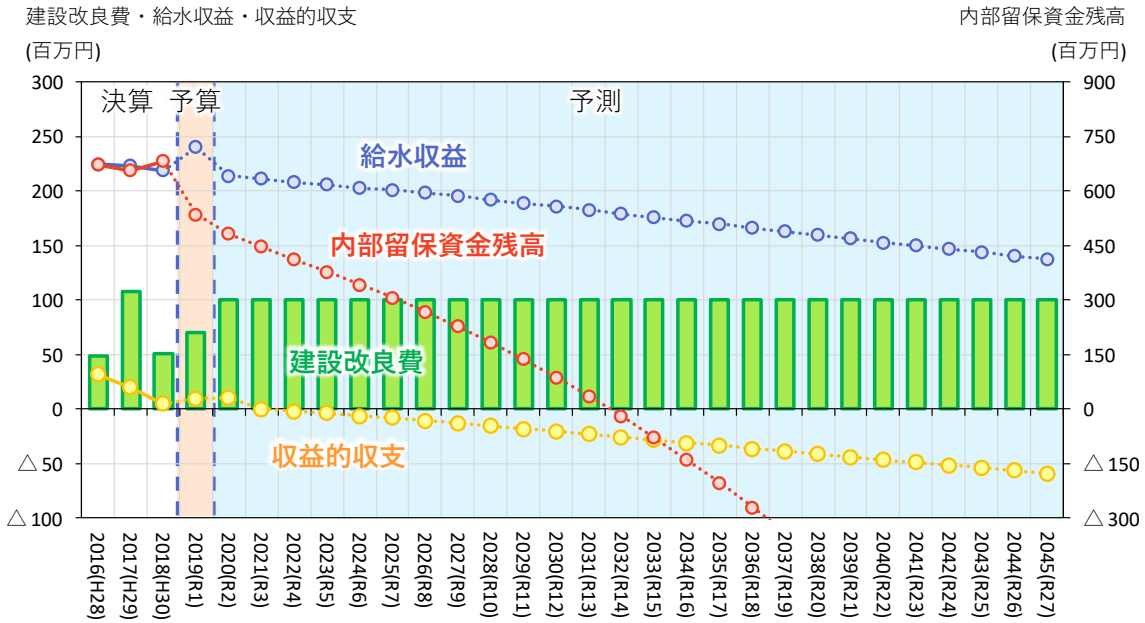
職員数の増加が見込まれない中で、現状実績以上の工事を実施することは体制面からみて現実的ではありません。

そのため、財政収支見通しでは、必要更新需要ではなく職員が対応可能な事業量として、建設改良費1億円/年を設定しました。

上述の建設改良費1億円と水需要の見通しを基に将来の財政収支を算定した結果を図4-5に示します。給水収益の減少により、財政収支状況は厳しくなり、収益的収支は2022(令和4)年度に赤字となる見込みです。

また、内部留保資金残高も2032(令和14)年度にマイナスとなり、このままでは事業継続が困難な見込みです。

これらの結果を踏まえると、将来的に給水人口と有収水量が減少するなかで、更新事業を行い、施設の健全性を維持していくには、財源確保のための料金改定は避けられない問題となっています。



備考：更新工事に必要な金額の30%を企業債として借入した場合。

図 4-5 財政収支の見通し